

令和4（2022）年度
元気シニア活躍推進モデル事業

Q & A

令和4年3月3日

(1) モデル活動全体について

質問	回答
Q1.老人クラブとして関わる意義は何か？	A 1.この事業は、モデルとなる活動の進め方や活動に当たっての課題を解決する方法を検証し、これから活動を始める際の参考とすることを目的としています。 この事業を通じて、先進的な活動だけではなく、老人クラブで今後取り組んでいきたい活動にも取り組み、その成果を他クラブへ波及させる事で、老人クラブ活動の活性化を図ります。 活動の幅を広げることで、クラブへの加入促進への効果も期待されます。
Q2.募集するモデル活動に示す4つの項目（新規性、継続性、情報発信、地域貢献）をすべて満たさないと応募できないのか？	A 2.募集要項にお示しした4つの項目全てを満たした活動を対象としています。
Q3.活動例に示されている活動内容に限定されるのか？	A3.4つの項目を満たす活動であれば、独自の活動でも応募できます。また、活動例の内容を一部変更して応募することも可能です。
Q4.事業採択後、企画の変更はできるのか？	A 4.4つの項目を満たす変更であれば、必要と認められる範囲において企画の変更は可能です。
Q5.今回のモデル事業は今回限りか？	A 5.今回のモデル事業はR 4～5で実施することを予定しています。R 6以降については今後検討します。
Q 6.今回の募集期間を逃すと、R 5年度途中からは参加できないのか？	A 6.途中からの参加はできません。

(2) 単位老人クラブ (モデルクラブ)

質問	回答
Q1.新型コロナ感染拡大の状況や災害等,何らかの事情でモデル活動の継続が困難になった場合はどうするのか?また途中で非常時となり期間までに活動が完了できない場合はどうするのか?延長するのか?	A 1.理由にもよりますが、期間内で可能な範囲の活動をお願いします。 また、期間の延長はありませんが、必要に応じて活動内容の計画を変更することは可能です。
Q2.フロー図に記載されている、モデル活動を実施している際の問い合わせや相談は市町老連と県老連のどちらにすればよいのか?	A 2.要件 (内容) によって相談先が選択されると思っています。例えば活動についての実務的な相談は市町老連、資料作成や補助金の扱い等は県老連。となるなどです。いずれにしても、市町老連、県老連の双方が連携しどちらでも対応できるよう考えています。
Q3.活動計画書や報告書など資料を作成する自信がないがフォローしてくれるのか?	A 3.それぞれのモデル活動に県老連担当者が付き、活動の開始から終了までの間、全面的にバックアップします。また、市町老連とも連携を図りながらフォローしたいと思っています。
Q4.ヒアリングには誰が参加するのか?また何名まで参加可能か?	A 4.県老連、市町老連、単位クラブの参加を予定しています。人数に制限はありませんが、感染対策の面から、最低限の参加者でお願いしたいと思っています。
Q5.アンケートの作成や集計等は単位クラブで行うのか?	A 5.基本的な設問の作成や集計・分析は県老連の担当者が行いますので、単位クラブで個別にお聞きになりたい設問があれば追加してください。また、会員への配付・回収は、単位クラブでお願いします。
Q6.「中間報告会」は何をやるのか?	A 6.1年目の取り組みについて報告をしていただきます。
Q7.「中間報告会」における発表者は誰が行うのか?	A 7.各モデル活動実施者 (クラブ) となります。
Q8.モデル活動の2年目 (令和5年4月) にも新たに活動計画書を提出するのか?	A 8.活動計画書の提出は不要です。

(3) 市町老人クラブ連合会

質問	回答
Q1.フロー図のなかで「支援・協力」とあるが、どのような支援・協力をすれば良いのか？	A 1.市町老連には、取り組み状況や課題・問題点を把握し必要な支援・協力をお願いしたいと考えています。具体的には、モデル活動を実施しているなかで各種問い合わせ、相談等への対応についてお願いしたいと思っておりますが、困った場合は県老連へ遠慮なくご相談ください。
Q2.市町連合会がモデルクラブになった場合は、単位クラブ同様に県老連が「支援・協力」してくれるのか？	A 2.同様に支援いたします。
Q3.市町老連事務局では募集要項の内容を説明できないので、単位老人クラブ向けの説明会を開催してほしい。	A 3.「説明会」の開催については市町老連での対応を想定しております。 具体的な内容の説明については、ご要望があれば県老連がお伺いし対応いたします。

(4) 補助金について

質問	回答
Q1.補助金について令和4年度（令和5年3月末）で精算するのか？	A 1.補助金については令和4年度分、令和5年度分それぞれ精算することになります。
Q 2.令和5年度補助金については新たに交付申請をするのか？	A 2.交付申請の手続きをしていただきます。
Q 3.年度途中で補助金が不足した場合、次年度分を前倒しで交付してもらえるか？	A 3.補助金は年度ごとに10万円が上限となります。
Q4.新型コロナウイルス感染拡大の状況や自然災害等の理由により、モデル活動が中止となった場合は補助金を返還しなければならないか？	A 4.活動が中止となった場合には、既に負担した経費については返金する必要はありません。ただし、中止を判断した時点で精算し残額は返金していただくこととなります。
Q5.領収書は全て取っておくのか？また保存は何年間か？	A 5.領収書は全て5年間の保存をお願いします。